

## 札幌市エネルギーeco資金補助要綱実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市エネルギーeco資金補助要綱(平成20年4月8日環境局長決裁。以下「要綱」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査・アンケート)

第2条 要綱第9条第1号に規定するアンケート調査の内容は次の各号のとおりとし、要綱による補助を受けて対象機器を設置した者は、機器設置完了後、1年経過後に市長あてにアンケート調査の結果を提出しなければならない。

(1) 要綱第4条第1号の場合

- ア 太陽光発電設備 書式1による。
- イ ペレットストーブ 書式2による。
- ウ 上記以外 書式3による。

(2) 要綱第4条第2号の場合

- ア 太陽光発電設備 書式4による。
- イ ペレットストーブ 書式2による。
- ウ ペレットボイラー 書式5による
- エ 上記以外 書式6による。

2 要綱第9条第2号に規定するその他市長が協力依頼する事項は次のとおりとする。

- (1) 取材協力
- (2) 広報誌等への体験談の掲載協力
- (3) その他市長が特に必要と認めること。

(市民向け対象機器の要件等)

第3条 要綱別表1に規定する、市民向け補助対象機器のうち太陽光発電設備の機器要件及び支援対象範囲は次のとおりとする。

(1) 機器要件 次の全てに適合すること。

- ア 低圧配電線と逆潮流有りで連系していること。
- イ 発電出力が1.5kW以上10kW未満の設備であること。
- ウ 日本工業規格等で認められていること。
- エ 未使用品であること。(中古品は対象外とする。)

(2) 支援対象範囲

太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電電力量計、売電電力量計、配線・配線器具の購入、据付、工事に関する費用

2 要綱別表1に規定する、市民向け補助対象機器のうち太陽熱利用システムの機器要件及び支援対象範囲は次のとおりとする。

(1) 機器要件 次の全てに適合すること。

- ア 太陽熱を集めて給湯に利用する太陽熱温水器、不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され給湯や空調に利用するソーラーシステム又はこれに類するシステムで市長が特に認めるもの。
- イ 日本工業規格等で認められていること。

ウ 寒冷地仕様であること。

エ 未使用品であること。（中古品は対象外とする。）

(2) 支援対象範囲

集熱器（一体型のものにあつては集熱部及び貯湯部）、架台、蓄熱槽、配管（補助熱源装置入口まで）、配線・配線器具、その他付帯機器等の購入、据付、工事に関する費用の他、市長が特に認めるもの。

3 要綱別表 1 に規定する、市民向け補助対象機器のうちペレットストーブの機器要件及び支援対象範囲は次のとおりとする。

(1) 機器要件 次の条件のいずれかに適合すること。

ア 補助金交付額が 100,000 円となる対象機器は次の全てに適合すること。

ア) 木質ペレット（製材端材や間伐材等の木材を粉碎したオガ粉を円筒状に固めたもの）を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機であること

イ) 木質ペレット以外の燃料は使用しないこと

ウ) 暖房機本体に燃料タンクを装備していること

エ) 自動供給による連続した燃焼（運転）が可能であること

オ) 燃料タンクへの木質ペレット（燃料）補給は、燃焼（運転）中でも行える仕様であること

カ) 未使用品であること。（中古品は対象外とする。）

イ 補助金交付額が 20,000 円となる対象機器は次の全てに適合すること。

ア) 木質ペレット（製材端材や間伐材等の木材を粉碎したオガ粉を円筒状に固めたもの）を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機であること

イ) 木質ペレット以外の燃料は使用しないこと

ウ) 本体価格が 5 万円以上の機器であること

エ) 未使用品であること。（中古品は対象外とする。）

(2) 支援対象範囲

ペレットストーブの購入・据付に関する費用

4 要綱別表 1 に規定する、市民向け補助対象機器のうち地中熱ヒートポンプの機器要件及び支援対象範囲は次のとおりとする。

(1) 機器要件 次の全てに適合すること。

ア 地中の熱（冷熱を含む）を熱源として、その熱をヒートポンプで汲み上げることにより、暖冷房・給湯用のエネルギーとして利用するもの。

イ エネルギー消費効率（COP）が 3.0 以上であること。

ウ 寒冷地仕様であること。

エ 未使用品であること。（中古品は対象外とする。）

(2) 支援対象範囲

採熱井掘削、採熱パイプ、ヒートポンプ、循環ポンプ、バッファタンク、リモコン、配管（熱源水側のみ）、配線・配線器具の購入、据付、工事に関する費用

5 要綱別表 1 に規定する、市民向け補助対象機器のうちガスエンジン給湯暖房機及びガスエンジンコジェネレーションシステムの機器要件及び支援対象範囲は次のとおりとする。

- (1) 機器要件 次の全てに適合すること。
- ア 天然ガス又はL Pガスを燃料とし、熱の供給を主目的としたシステムであること。
  - イ ガスエンジン給湯暖房機は、ガスエンジンユニット及び貯湯ユニットから構成されるものであること。
  - ウ 熱出力が5 kW以下であること。
  - エ 小出力発電設備であること。
  - オ 総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること。
  - カ 寒冷地仕様であること。
  - キ 未使用品であること。(中古品は対象外とする。)

(2) 支援対象範囲

ガスエンジンユニット、貯湯ユニット、リモコン、インバータ盤、マルチ切替器、配管、配線・配線器具の購入、据付、工事に関する費用

6 要綱別表1に規定する、市民向け補助対象機器のうち潜熱回収型ガス給湯暖房機の機器要件及び支援対象範囲は次のとおりとする。

(1) 機器要件 次の全てに適合すること。

- ア 潜熱を回収するための熱交換器を備えている給湯暖房機であること。
- イ 天然ガス又はL Pガスを燃料として使用するものであること。
- ウ 給湯効率が95%以上であること。
- エ 寒冷地仕様であること。
- オ 未使用品であること。(中古品は対象外とする。)

(2) 支援対象範囲

給湯暖房機、リモコン、配管、配線・配線器具の購入、据付、工事に関する費用

7 要綱別表1に規定する、市民向け補助対象機器のうちCO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯機の機器要件及び支援対象範囲は次のとおりとする。

(1) 機器要件 次の全てに適合すること。

- ア CO<sub>2</sub>を冷媒として使用する空気熱源方式のヒートポンプ方式給湯機であること。
- イ エネルギー消費効率(COP)が4.0以上であること。
- ウ 寒冷地仕様であること。
- エ 未使用品であること。(中古品は対象外とする。)

(2) 支援対象範囲

室外ユニット、貯湯タンク、リモコン、配管、配線・配線器具の購入、据付、工事に関する費用

8 要綱別表1に規定する、市民向け補助対象機器のうちヒートポンプ温水暖房システムの機器要件及び支援対象範囲は次のとおりとする。

(1) 機器要件 次の全てに適合すること。

- ア 空気熱源ヒートポンプと熱交換ユニットで構成される暖房システムであること。
- イ エネルギー消費効率(COP)が3.9以上であること。
- ウ 寒冷地仕様(暖房能力保証 - 15、動作保証 - 20)であること。
- エ 未使用品であること。(中古品は対象外とする。)

(2) 支援対象範囲

室外ユニット、熱交換ユニット、冷媒配管、リモコン、配線・配線器具（熱交換ユニットまで）の購入、据付、工事に関する費用

9 要綱別表1に規定する、市民向け補助対象機器のうち潜熱回収型石油給湯機の機器要件及び支援対象範囲は次のとおりとする。

(1) 機器要件 次の全てに適合すること。

ア 潜熱を回収するための熱交換器を備えている給湯器であること。

イ 灯油を燃料として使用するものであること。

ウ 給湯効率が95%以上であること。

エ 寒冷地仕様であること。

オ 未使用品であること。（中古品は対象外とする。）

(2) 支援対象範囲

給湯器、リモコン、配管、配線・配線器具の購入、据付、工事に関する費用

10 要綱別表1に規定する、市民向け補助対象機器のうち燃料電池（エネファーム）の機器要件及び支援対象範囲は次のとおりとする。

(1) 機器要件 次の全てに適合すること

ア 燃料電池ユニットと貯湯ユニットで構成される燃料電池システムであること。

イ 定格運転時において0.5kW～1.5kWの発電出力があること。また、熱出力温度（燃料電池ユニット部出口における温水温度）は50℃以上であること。

ウ 燃料電池の排熱を回収し、熱を有効利用できる機構を持つこと。

エ 貯湯容量150リットル以上のタンクを有し、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられること。

オ 定格運転時における発電効率が低位発熱量基準で33%以上、総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること。

カ 寒冷地仕様であること。

キ 未使用品であること（中古品は対象外とする）

(2) 支援対象範囲

燃料電池ユニット、貯湯ユニット、リモコン、配管、配線、配線器具の購入、据付、工事に関する費用

（中小企業者等向け対象機器の要件等）

第4条 要綱別表2に規定する、中小企業者等向け補助対象機器のうち太陽光発電設備の機器要件及び支援対象範囲は次のとおりとする。

(1) 機器要件 次の全てに適合すること。

ア 高圧配電線又は低圧配電線と連系していること。

イ 発電出力が3kW以上の設備であること。

ウ 日本工業規格等で認められていること。

エ 未使用品であること。（中古品は対象外とする。）

(2) 支援対象範囲

太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電電力量計、売電電力量計、配線・配線器具の購入、据付、工事に関する費用

2 要綱別表4-2に規定する、中小企業者等向け融資 補助対象機器のうち太陽熱利用システムの機器要件及び支援対象範囲は次のとおりとする。

- (1) 機器要件 次の全てに適合すること。
- ア 太陽熱を集めて給湯に利用する太陽熱温水器、不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され給湯や空調に利用するソーラーシステム又はこれに類するシステムで市長が特に認めたもの。
  - イ 日本工業規格等で認められていること。
  - ウ 寒冷地仕様であること。
  - エ 未使用品であること。(中古品は対象外とする。)
- (2) 支援対象範囲  
集熱器(一体型のものにあつては集熱部及び貯湯部)、架台、蓄熱槽、配管(補助熱源装置入口まで)、配線・配線器具、その他付帯機器等の購入、据付、工事に関する費用の他、市長が特に認めるもの。
- 3 要綱別表2に規定する、中小企業者等向け補助対象機器のうちペレットボイラーの機器要件及び支援対象範囲は次のとおりとする。
- (1) 機器要件 次の全てに適合すること。
- ア 木質バイオマスペレットを燃料として使用するものであること。
  - イ 給湯・暖冷房用の温水、蒸気、温風を発生するもの。
  - ウ 未使用品であること。(中古品は対象外とする。)
- (2) 支援対象範囲  
機器本体、ペレット貯留・供給装置、煙道・煙突、動力設備、配管、配線・配線器具の購入、据付、工事に関する費用
- 4 要綱別表2に規定する、中小企業者等向け補助対象機器のうちペレットストーブの機器要件及び支援対象範囲は次のとおりとする。
- (1) 機器要件 次の条件のいずれかに適合すること。
- ア 補助金交付額が100,000円となる対象機器は次の全てに適合すること。
- ア) 木質ペレット(製材端材や間伐材等の木材を粉碎したオガ粉を円筒状に固めたもの)を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機であること
  - イ) 木質ペレット以外の燃料は使用しないこと
  - ウ) 暖房機本体に燃料タンクを装備していること
  - エ) 自動供給による連続した燃焼(運転)が可能であること
  - オ) 燃料タンクへの木質ペレット(燃料)補給は、燃焼(運転)中でも行える仕様であること
  - カ) 未使用品であること。(中古品は対象外とする。)
- イ 補助金交付額が20,000円となる対象機器は次の全てに適合すること。
- ア) 木質ペレット(製材端材や間伐材等の木材を粉碎したオガ粉を円筒状に固めたもの)を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機であること
  - イ) 木質ペレット以外の燃料は使用しないこと
  - ウ) 本体価格が5万円以上の機器であること
  - エ) 未使用品であること。(中古品は対象外とする。)
- (2) 支援対象範囲  
ペレットストーブの購入・据付に関する費用

5 要綱別表2に規定する、中小企業者等向け補助対象機器のうち地中熱ヒートポンプの機器要件及び支援対象範囲は次のとおりとする。

(1) 機器要件 次の全てに適合すること。

ア 地中の熱（冷熱を含む）を熱源として、その熱をヒートポンプで汲み上げることにより、暖冷房・給湯用のエネルギーとして利用するもの。

イ エネルギー消費効率（COP）が3.0以上であること。

ウ 寒冷地仕様であること。

エ 未使用品であること。（中古品は対象外とする。）

(2) 支援対象範囲

採熱井掘削、採熱パイプ、ヒートポンプ、循環ポンプ、バッファタンク、リモコン、配管（熱源水側のみ）、配線・配線器具の購入、据付、工事に関する費用

6 要綱別表2に規定する、中小企業者等向け補助対象機器のうち雪氷冷熱利用システムの機器要件及び支援対象範囲は次のとおりとする。

(1) 機器要件 次の全てに適合すること。

ア 雪氷冷熱エネルギーを冷房、保冷に利用するシステムであること。

イ 直接熱交換冷風循環方式又は熱交換冷水循環方式であること。

ウ 未使用品であること。（中古品は対象外とする。）

(2) 支援対象範囲

送風機、空調機、ダクト（熱源側）、熱交換器、循環ポンプ、配管（熱源側）、制御機器、動力設備、配線・配線器具の購入、据付、工事に関する費用（貯雪庫は対象外とする）

7 要綱別表2に規定する、中小企業者等向け補助対象機器のうちガスコージェネレーションシステムの機器要件及び支援対象範囲は次のとおりとする。

(1) 機器要件 次の全てに適合すること。

ア 天然ガスを燃料として使用するものであること。

イ ガスエンジン、ガスタービンにより発電を行い、排熱を回収して熱利用を行うシステムであること。

ウ 発電出力が10kW以上であること。

エ 総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること。

オ 未使用品であること。（中古品は対象外とする。）

(2) 支援対象範囲

発電ユニット（ガスエンジン・ガスタービン）、排熱回収装置（排ガスボイラー・熱交換器・貯湯ユニット）、防振架台、防雪フード、リモコン、インバータ盤、配管（排熱利用装置1次側まで）、配線・配線器具、その他付帯機器の購入、据付、工事に関する費用

8 要綱別表2に規定する、中小企業者等向け補助対象機器のうちガスエンジン給湯器の機器要件及び支援対象範囲は次のとおりとする。

(1) 機器要件 次の全てに適合すること。

ア 天然ガス又はLPガスを燃料とし、ガスエンジンユニット並びに貯湯ユニットから構成される、熱の供給を主目的としたシステムであること。

- イ 熱出力が5 kW超であること。
- ウ 発電出力が10 kW未満（小出力発電設備）であること。
- エ 総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること。
- オ 寒冷地仕様であること。
- カ 未使用品であること。（中古品は対象外とする。）

(2) 支援対象範囲

ガスエンジンユニット、貯湯ユニット、リモコン、インバータ盤、マルチ切替器、配管、配線・配線器具の購入、据付、工事に関する費用

9 要綱別表2に規定する、中小企業者等向け補助対象機器のうちガスヒートポンプエアコンの機器要件及び支援対象範囲は次のとおりとする。

(1) 機器要件 次の全てに適合すること。

- ア 天然ガス又はLPガスを燃料として使用するものであること。
- イ 空気熱源ヒートポンプ室外ユニット（ガスエンジンで圧縮機駆動）と室内ユニットで構成される暖冷房システムであること。
- ウ エネルギー消費効率（COP）が定格1.2以上または中間1.3以上であること。
- エ 寒冷地仕様であること。
- オ 未使用品であること。（中古品は対象外とする。）

(2) 支援対象範囲

室外ユニット、室内ユニット、防振架台、防雪フード、リモコン、配管、配線・配線器具の購入、据付、工事に関する費用

10 要綱別表2に規定する、中小企業者等向け補助対象機器のうち潜熱回収型ボイラーの機器要件及び支援対象範囲は次のとおりとする。

(1) 機器要件 次の全てに適合すること。

- ア 天然ガス又はLPガスを燃料として使用するものであること。
- イ 排ガスから潜熱を回収し、利用する構造を有すること。
- ウ 熱効率が低位発熱量基準で95%以上であること。
- エ 未使用品であること。（中古品は対象外とする。）

(2) 支援対象範囲

機器本体、煙道・煙突、動力設備、配管、配線・配線器具の購入、据付、工事に関する費用

11 要綱別表2に規定する、中小企業者等向け補助対象機器のうち業務用電気式ヒートポンプ給湯機の機器要件及び支援対象範囲は次のとおりとする。

(1) 機器要件 次の全てに適合すること。

- ア CO<sub>2</sub>又はR410Aを冷媒として使用する空気熱源方式のヒートポンプ方式給湯機であること。
- イ エネルギー消費効率（COP）が3.5以上であること。
- ウ 寒冷地仕様であること。
- エ 未使用品であること。（中古品は対象外とする。）

(2) 支援対象範囲

室外ユニット、貯湯タンク、架台、防雪フード、リモコン、配管、配線・配線器具

の購入、据付、工事に関する費用

1 2 要綱別表2に規定する、中小企業者等向け補助対象機器のうち電気式ヒートポンプエアコンの機器要件及び支援対象範囲は次のとおりとする。

(1) 機器要件 次の全てに適合すること。

ア 空気熱源ヒートポンプ室外ユニットと室内ユニットで構成される暖冷房システムであること。

イ エネルギー消費効率（COP）が3.9以上（定格）であること。

ウ 寒冷地仕様（外気温 - 15℃ 能力保証）であること。

エ 未使用品であること。（中古品は対象外とする。）

(2) 支援対象範囲

室外ユニット、室内ユニット、防振架台、防雪フード、リモコン、配管、配線・配線器具の購入、据付、工事に関する費用

1 3 要綱別表2に規定する、中小企業者等向け補助対象機器のうちLED照明器具の要件及び支援対象範囲は次のとおりとする。

(1) 機器及び工事の要件 次の全てに適合すること。

ア LEDを光源とした照明器具であること。（照明器具はLED光源用に設計された、光源を含む一式の器具であること。）

イ 白熱電球や蛍光管の代替としてのLEDランプ（電球型、蛍光管型）のみではないこと。

ウ 新品及び既存の照明器具を改造して使用するものではないこと。

エ 未使用品であること。（中古品は対象外とする。）

(2) 支援対象範囲

LED照明器具の購入、据付、工事に関する費用、据付に不可欠な天井等の改修工事費。

1 4 要綱別表2に規定する、中小企業者等向け補助対象機器のうちESCO事業に伴う機器とは次のとおりとする。

(1) 機器要件

次の全てに適合する、事業に伴う機器であること。

ア ESCO事業者が省エネルギーに関する包括的なサービス（省エネルギー提案、省エネルギー設計・施工、保守・運転管理、導入後の省エネルギー効果の計測等）を顧客（中小企業者等）に提供し、省エネルギー量の保証・検証等により、省エネルギー効果（メリット）からその一部を顧客（中小企業者等）から報酬として受け取る事業であること。

イ 省エネルギー量についてパフォーマンス契約を行う事業であること。

ウ 顧客（中小企業者等）が自ら省エネルギー改修工事の資金を調達する事業であること。

なお、リース契約により設備を導入する場合は、補助の対象外とする。

エ 新設の事業所での事業は対象外とする。

(2) 支援対象範囲

省エネルギー機器の導入に係る設備費、工事費、計測装置費（中古品は対象外とする。）

15 要綱別表2に規定する、中小企業者等向け補助対象機器のうち「札幌市省エネ活動サポート事業」の省エネ診断を受け提案された機器とは次のとおりとする。

(1) 機器要件

「札幌市省エネ活動サポート事業」の省エネ診断を受診し提案された機器であること。

(2) 支援対象範囲

省エネルギー機器の導入に係る設備費、工事費、計測装置費（中古品は対象外とする。）

（補助の対象費用）

第5条 要綱の補助の対象となる費用は、次のとおりとする。

(1) 第3条及び第4条で規定する対象機器の支援対象範囲の整備に関する資金

(2) その他市長が認める資金

（申込等の方法）

第6条 要綱第16条及び27条に定める抽選への応募の方法は郵送のみとし、その詳細は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月2日から施行する。